

(別 紙)

一人親方労災保険の保険料計算式

一人親方労災保険の保険料は、加入者自身でお決め頂く給付基礎日額により決定されますので、下記の計算例を参考に希望される給付基礎日額をお決め下さい。

給付基礎日額	保険料率	保険料額 (年額)	会費 (年額)	合計額 (年額)
5,000	19/1000	34,675円	24,000円	58,675円
6,000	19/1000	41,610円	24,000円	65,610円
7,000	19/1000	48,545円	24,000円	72,545円
8,000	19/1000	55,480円	24,000円	79,480円
9,000	19/1000	62,415円	24,000円	86,415円
10,000	19/1000	69,350円	24,000円	93,350円
12,000	19/1000	83,220円	24,000円	107,220円
14,000	19/1000	97,090円	24,000円	121,090円
16,000	19/1000	110,960円	24,000円	134,960円
18,000	19/1000	124,830円	24,000円	148,830円
20,000	19/1000	138,700円	24,000円	162,700円
22,000	19/1000	152,570円	24,000円	176,570円
24,000	19/1000	166,440円	24,000円	190,440円
25,000	19/1000	173,375円	24,000円	197,375円

- ※ 年度中途（4月～3月）での給付基礎日額の変更はできません。
- ※ 年度中途（4月～3月）での加入・脱退は保険料・会費共に月割計算となります。
- ※ 療養補償給付を除き、給付基礎日額と補償給付額は比例します。給付基礎日額が高いほど給付額は高い額となります。